

令和4年10月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和4年10月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和4年10月25日(火)午後1時30分から午後1時55分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩	委 員 :	4 番 :	南波 雅子
委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	7 番 :	田村 信秀	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
委 員 :	9 番 :	藤村 信広	委 員 :	10番 :	忠 貞夫
委 員 :	11番 :	川上 勝之	委 員 :	12番 :	今井 輝子
委 員 :	13番 :	馬場 勝	委 員 :	14番 :	安城 守英

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中条 :	15番 :	佐藤 隆	委 員 :	中条 :	16番 :	高橋 一栄
委 員 :	乙 :	17番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18番 :	石栗 博美
委 員 :	築地 :	19番 :	小熊 威	委 員 :	築地 :	20番 :	浮須 宗之
委 員 :	黒川 :	21番 :	今井 明	委 員 :	黒川 :	22番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：伊藤崇

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和4年10月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、5番澁谷和幸委員、6番柳澤兵庫委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、9月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>10月13日、にいがた女性農業委員の会役員会が新潟市中央区の東中通ビルで開催され、南波委員が出席してございます。</p> <p>10月18日、10月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様に案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が2件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により平木田地内の田について売買するもので、面積の合計は4筆2,316㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により近江新地内の田について売買するもので、面積の合計は15筆10,434㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、14番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
14番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る10月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、1班の委員5名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は譲渡人からの要望による売買が2件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく願います。</p>

	<p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、建売住宅建築のための転用が 1 件、共同墓地駐車場整備のための転用が 1 件の、計 2 件であります。</p> <p>1 番の案件は、都市計画用途地域である住吉町地内の休耕田において、建売住宅を建築するための転用で、申請面積は 531 m<sup>2</sup>、建築面積は 117.87 m<sup>2</sup>、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>2 番の案件は、鷹ノ巣地内の休耕田において、共同墓地駐車場を整備するための転用で、5 月総会において胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見をお諮りし、9 月 26 日の公告で除外手続きが完了したものであります。申請面積は 366 m<sup>2</sup>、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>議案書 3 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、14 番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
14 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、建売住宅建築のための転用が 1 件、共同墓地駐車場整備のための転用が 1 件の、計 2 件であります。</p>

	<p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案は県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案は、新地目を雑種地とするものであります。</p> <p>1 番の案件は、乙地内の休耕畑において、三方を住宅に囲まれ、南側の一部が林地化していることにより耕作不便となり、長年耕作していない状態でありました。</p> <p>申請者からの相談を受け、これまでの経緯の確認・現地調査などにより農地に復元することが困難であることから、「農地法の適用を受けない事実確認願い」により「非農地」として取り扱うこととしたいため、ご提案するものであります。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の事前審査結果について、14 番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
14 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案は、新地目を雑種地とするものであります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、農地に復元することが困難であることから「非農地」と認められ、事前審査会では申請のとおり相違ないことを確認いたしました。</p>

<p>議長</p>	<p>以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第 4 号議案の利用権設定を、ご説明いたします。</p> <p>議案書 5 ページをお願いします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 7 件、使用賃借権を新規に設定するものが 10 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 9 件の、計 26 件であります。</p> <p>1 番から 16 番の農地集積につきましては、非担い手の離農を契機としまして、草野地内の人・農地プランのエリアの一部を対象に、農地中間管理機構を活用して担い手に農地を集積する、地域集積協力金に取組むためであります。</p> <p>1 番から 5 番、及び議案書 6 ページの 6 番は、中間管理事業により 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 22,000 円から 25,000 円であります。</p> <p>7 番から 10 番、及び議案書 8 ページの 16 番までは、中間管理事業により 10 年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>17 番は、中間管理事業により 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、20,000 円であります。</p> <p>18 番から 20 番は、労力不足により認定農業者に 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 28,000 円、またはコシヒカリ 120 kg であります。</p> <p>議案書 9 ページをお願いします。</p> <p>21 番から 25 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 17,200 円から 23,000 円、またはコシヒカリ 120 kg であります。</p> <p>議案書 10 ページをお願いします。</p> <p>26 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 14,000 円であります。</p>

	<p>第 4 号議案の利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の利用権設定の事前審査結果について、14 番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
14 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 7 件、使用貸借権を新規に設定するものが 10 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 9 件の、計 26 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 4 号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和 4 年 10 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和4年10月25日

議 長 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_